告示 第23号 令和7年4月28日

鹿児島市交通事業管理者 交通局長 枝元 昌一郎

鹿児島市交通局電停ネーミングライツパートナーの募集について (告示)

電車停留場(以下「電停」といいます。)に副呼称を付ける権利を買い取る、電停ネーミングライツパートナー募集に係る企画提案競技に参加する者に必要な要件を次のとおり定めたので、告示します。

なお、この選定に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記の要領により、電停ネーミングライツ申込書等を提出してください。

記

1 応募要件

- (1) 応募できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。
 - ア 法人等であること
 - イ 電停ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えていること
 - ウ 次のいずれかに該当しない者であること
 - ①政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) により規制を受ける業種その他これに類するもの
 - ③会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの
 - ④鹿児島市から指名停止を受けているもの
 - ⑤市税および使用料などの鹿児島市に対する債務を滞納しているもの
 - ⑥地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しているもの
 - ⑦鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けているもの
 - ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体 に該当するもの

- ⑨社会問題を起こしている業種又は業者
- ⑩その他交通事業管理者が適当でないと認めるもの

(2) 副呼称の条件

副呼称は、次の要件の全てを満たすものとする。

- ①電停の所在地との場所的、地理的関連性が想起できるものであること
- ②20文字以内であること
- ③次のいずれかに該当しないこと
 - a. 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - b. 他者をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現して いるもの
 - c. 他者の名称、屋号、施設名、商標、著作物等を無断で使用したもの
 - d. 市(交通局)の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - e. 難読、誤読を誘発するなど、呼称として使われるのに不適当なもの
 - f. その他上に準じるもの又は法令に違反するもの等不適当と認められるもの

2 応募要領

(1) 受付期間

告示日から令和7年7月22日 (火曜日) まで (休日、土曜日及び日曜日を除く。郵送の場合は、令和7年7月22日 (火曜日) 必着。)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

(3) 提出書類

電停ネーミングライツパートナー募集要項(以下「募集要項」という。)の8のとおり

(4) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法による。

(5) 提出先及び問い合わせ先

 $\mp 890 - 0055$

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課営業係

電話 099-257-2102

FAX 099-258-6741

電子メールアドレス ktkeiei-ei@city.kagoshima.lg.jp

3 その他

募集要項等は、鹿児島市交通局ホームページ(https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/)において入手することができます。